

福生市教育委員会会議録

平成24年第8回定例会

- 1 開催年月日 平成24年8月17日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午後0時00分
- 4 場 所 第2棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員
委員長 長 長谷川 貞 夫
委員長職務代理者 平野 裕 子
委員 加藤 美 子
委員 渡辺 浩 行
教育長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名
教育次長 田 村 博 敏
参事 佐 伯 英 徳
庶務課長 高 木 裕
学校給食課長 山 崎 勇
生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦
スポーツ推進課長 鳥 越 裕 之
公民館長 高 橋 清 樹
図書館長 島 弘
教育センター主幹 笹 本 幸 三
指導主事 森 保 亮
- 8 傍聴人 2名

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 39 号 平成 24 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 40 号 平成 23 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 日程第 5 議案第 41 号 福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会設置要領について
- 日程第 6 議案第 42 号 平成 24 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について
- 日程第 7 議案第 43 号 「石川彌八郎家所蔵文書」の市登録有形文化財登録に伴う諮問について
- 日程第 8 報告第 31 号 通学路における緊急合同点検の中間報告について
- 日程第 9 報告第 32 号 いじめの実態把握のための緊急調査について
- 日程第 10 報告第 33 号 平成 23 年度福生市学校給食会計収支決算書について
- 日程第 11 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただ今から平成24年第8回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 定例会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。体温を超えるような暑さが続いておりますが、立秋以後になりましてから、夏の初めのころの蝉の声と様子が変わってきているところでございます。いま少しの暑さかもしれません。

では、7月27日の7月定例会以降の状況につきまして報告をさせていただきます。取り急ぎの報告といたしましては、いじめの調査に関することですが、福生市におきましては、いじめ防止月間におきます調査を例年毎学期ごとに行っておりまして、既に5月29日付けで各校へいじめの状況等について報告するようにと指示をいたしているところですが、これとは別に、7月17日付けで東京都教育委員会からの調査通知があったところで、その後、文部科学大臣談話が発表され、8月1日付けで文部科学省から緊急調査の依頼がされております。これらの調査につきまして、取り急ぎ学校へ調査方指示をいたしているところでございます。調査につきましては、既に中間報告を東京都へ提出しておりますが、目下のところでは福生市においては、いじめに関して深刻な事態はないものと判断いたしております。もちろん、油断はならないところで、いじめはいつでもどこでも起こり得るという認識から、見落としがないか、軽率な判断をしていないか、細心の注意を払いながら児童生徒の行動観察に努めるよう各校への指導をいたしているところでございます。いじめには早期の対処と、組織による情報共有で臨むように、あわせて指示をいたしているところでございます。後程、担当課から報告を申し上げる次第であります。

続きまして、教育委員会関係では、8月9日に市長との意見交換会をお願いしたところで、教育委員の皆様には御出席をいただきまして、ありがとうございました。日程調整に不手際がございまして、御迷惑をおかけし

たところで、改めておわび申し上げます。当日の意見交換でお気付きのことをごございましたら、後程、御指摘等いただきたいと存じます。

続きまして、学校教育関係ですが、目下、小中学校は夏季休業中のところですが、2学期の始業につきましては、小学校が8月29日、中学校は8月28日となっております。

続きまして、社会教育関係では、青少年海外派遣事業でございますが、12人の派遣生は今年度の事業を順調に進め、7月29日にシアトルへ向けて出発し、8月7日には元気に帰国してまいりました。この後8月21日に帰国報告会、秋には文化祭にてブースを設け、研修報告をする予定になっております。

市の動向につきましては、8月2日から5日にかけて、七夕まつりが行われました。好天に恵まれ、事故なく終了しております。人出は39万2,000人と発表されているところであります。

そのほかは、戦没者の追悼あるいは平和の集いが取り組まれたところがございます。

諸会議等につきましては、8月8日に東京都市教育長会の定例会が開催されましたが、案件中、特に御報告する内容はございませんでした。

今後の会議といたしましては、9月3日から28日まで第3回市議会定例会が予定されております。補正予算につきまして市長から意見を求められておりますので、後程、担当課より御審議方お願い申し上げますところがございます。

以上でございます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終ります。

次に、日程第3、議案第39号、平成24年度福生市一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第39号、平成24年度福生市一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対して意見を求められましたので、議案を提出するものでございます。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億2,922万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億5,321万7,000円といたそうとするものでございます。

続きまして、この補正予算のうち、教育に関する部分の説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、第15款都支出金、第2項都補助金、第1目総務費都補助金の説明欄1、緊急雇用創出事業臨時特例補助金として2,426万2,000円がございまして、この内、後程、歳出で説明をさせていただきますが、小学校費で490万5,000円、中学校費で245万2,000円、合計757万7,000円が学校図書館の蔵書データ作成委託料に充てるための補助金でございます。

第3項の委託金、第5目教育費委託金、説明欄11の児童・生徒の健全育成に関わる研究事業委託金192万円は、これも後程、歳出で説明をさせていただきますが、相談員を新たに配置することによる東京都からの10割補助の委託金でございます。

続きまして、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目まちづくり寄附金の説明欄3の教育寄附金13万円でございますが、教育の充実に関する事業に充ててほしいと、市内の篤行者から12万円、同じく市内で社会教育活動を行う団体より1万円の寄附をいただいたものでございます。

続きまして、歳出でございます。第10款教育費全体の歳出補正額は1,043万2,000円の増額でございます。第1項教育総務費、第2目教育指導費の説明欄23、児童・生徒の健全育成に関わる研究事業費192万円でございますが、これは児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為等の問題行動に対して保護者との連携を図りながら、学校における組織的な対応を充実させ、児童生徒の健全育成上の課題改善に向けた支援を行う相談員を配置し、その活用に向けた研究を行うもので、今年度は小学校2校に相談員3人を配置するための費用でございます。

続きまして、第2項小学校費、第2目教育振興費は490万5,000円の増額でございます。備考欄1、教育振興費、13節、学校図書館蔵書データ作成委託料490万5,000円は、学校図書館の蔵書管理を電算化することにより効率化を図り、児童生徒が自校の学校図書館から学校内外の図書等の情報を書面やキーワードで検索できるようにするために、歳出で説明いたしました緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用しまして、蔵書のデータ入力、ラベル張り、バーコード張りを行う費用でございます。

第3項中学校費、第2目教育振興費、備考欄1の教育振興費の13節、学校図書館蔵書データ作成委託料245万2,000円も同様の内容でございます。平成24年度と平成25年度の2カ年にわたって小中学校10校の蔵書約12万6,000冊のデータ作成を行う事業でございます。今年度の補正予算では3校分のデータ作成をする予定でございます。

続きまして、第5項社会教育費、第6目地域会館費の説明欄1、さくら会館外壁改良事業費の13節、設計委託料115万5,000円でございますが、これは平成23年度に行いました特殊建築物定期検査におきまして、さくら会館の外壁の約70%近くが剥離しており、その崩落を回避するための至急の改善が必要であると東京都多摩建築指導事務所から改善指導を受けておりまして、平成25年度に外壁改良工事を行う予定のもとに今年度補正予算を計上し、実施設計を行おうとするものでございます。

以上で議案第39号、平成24年度福生市一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 教育委員からの発案による学校図書館の蔵書管理が、このような形で実現することを御礼申し上げます。今年度は3校分ですが、小学校2校、中学校1校の配分ですか。
- 参事 今年度の1月から作業をスタートする予定になっておりまして、今年度は小学校2校、中学校1校、計3校となっております。
- 平野委員 あと7校分が残っているのですけれども、予算はいただける予定なのでしょうか。
- 参事 この緊急雇用創出事業の要件としまして、当初、平成25年4月から予定していたのですけれども、平成24年度にこの事業を開始することという条件がございまして、まず3校を実施して、来年度の残り7校についても担保していただけるということですので、平成25年度の夏休み中までに全校の作業を終えたいと考えているところです。
- 平野委員 学校図書館の電算化というのは、各学校で希望が出ておりましたので、今回このように、スタートできるのは今後に向けて希望が持ててよかったですと思っています。
- 委員長 先程のさくら会館の外壁の件ですが、剥落はまだしていないのですか。
- 公民館長 現在の状況でございますが、外見はきれいに見えますけれども、内部の

モルタルが建物本体から剥離しております。その剥離は塗装面で押さえられておりますので、剥落はしておりません。業者の所見では、今のところ剥落せずに保持できていますので、危険性はそれほどないのですが、早急に改善を考えております。

委員 長 外壁付近の立入を禁止している等の対策はされているのですか。

公民館 長 今のところ、そこまでの心配はないということで、立入禁止等はしておりません。

委員 長 全く心配がないということではないので、注意喚起位はしておいたほうがいいかもしれませんね。

公民館 長 はい。

委員 長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第39号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第40号、平成23年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課 長 それでは、議案第40号、平成23年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検評価をし、報告書を作成、公表することとなっておりますので、本報告書案につきまして御審議をいただきまして、御決定いただく必要があることによるものでございます。

この教育委員会点検評価につきましては、6月の教育委員会協議会で説明を申し上げておりますが、その後、外部の有識者として辻野具成氏、岩崎久美子氏のお二人を委嘱し、平成24年7月2日と10日の2回にわたりまして、点検評価を実施いたしましたところでございます。

お手元の報告書案につきましては、各担当課から自己評価をまとめたものに外部評価者の意見を掲載してまとめてございます。お二人の総評では、

かなり高い評価をいただいているかと感じておりますが、指摘事項もごさいますので、今後各課で検討し、できる限り反映してまいりたいと考えております。

なお、これについては9月議会の初日に提出する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 外部評価者の御意見を読ませていただき、高い評価をしていただいたと感じました。特に、福生市の子どもたちの「生きる力」の育成での、いじめ、不登校、学力対策の取組について評価してくださっています。辻野先生は、学級担任と児童生徒、保護者との信頼体制の確立が大切だと書かれています。ハード面はとても整備されてきていますので、今度はソフト面で考えていくところもあるのかなと感想を持ちました。

委員長 例えばどのようなことをするといいか、平野委員の御意見があればお願いいたします。

平野委員 具体的にはないのですが、体制を整えても、最終的にはやはり人と人との信頼関係が教育の原点になっているのかなと考えております。

委員長 それはわかるのですが、我々は評論家ではないので、教育委員としては、そのソフトの充実、信頼関係について、こういうことをやってみるといいかもしれないという話し合いがあってもいいと思うのです。例えば辻野先生の評価の中で、『『家庭の教育力の低下への対処』への具体的な取組みを強く望むところである』とありますが、「家庭の教育力の低下」については、「生涯学習」という言葉が出てきたときに、既に日本で問題が起きていて、どうすればいいかと各方面で悩んできています。戦前のようにおじいちゃん、おばあちゃんと一緒の世帯だと道徳に関してもそうですけれども、いろんなことができるということから、核家族になってからの弊害というものもその頃に言われてました。我々は教育委員同士の話し合いとして、こんなことをやってみたらどうだろうかという、検討をしていかないと進歩はないし、何か問題があると、一方的にすべて教育委員会事務局がかかわって、ただ忙しくなるだけではいけないと思うのです。

平野委員 はい。今の辻野先生の評価の中で、教職員の資質・能力の向上を求めていますところがありまして、そこを思い出したときに、現在福生市でも進めていますけれど、今話題になっています特別支援教育について、担

当の先生だけではなくて、一般の先生方も一緒に学ぼうとしていらっしゃいます。そういう機運がもっと高まって、特別支援教育の手法を普通の学級に取り入れたり、身につけていくことによって、資質・能力も変わってくるのではないかと感じました。

加藤委員 全体的には高い評価をいただいている一方、学校経営について、学校だよりやホームページ等で情報配信をしていますが、その情報を見ない保護者もいるので、学校と家庭とのコミュニケーションルートをどう確保するかについての問題と、あとは職場体験についてですが、参加企業と学校との密接な話し合いが持っているかが疑問で、もう少し見直す必要があるかと思います。

委員長 今の職場体験の件について、指導室はどのようなサポートをしていますか。

参事 職場体験が初めて行なわれた当時は、受入れ事業所を開拓するということで、指導室が全面的にかかわっていたと伺っております。現時点では、毎年実施をしているということで、事業所についての交渉や、新しい事業所を探す部分でも指導室はかかわってはおりません。ただ、一昨年度、商工会から、新しい事業所を御紹介いただきましたので、それについて学校へ情報提供し、その事業所で職場体験をしたというケースはございます。今のところ学校から事業所が足りない等の話は指導室には来ておりません。

委員長 ロータリークラブも協力できますと指導室へ申し出があったりしていますね。

それから、ここで書かれている以上は、市内で職場体験を引き受けてくれていると言えるのではないのでしょうか。

加藤委員 受入れ事業所側に報告がないので、状況がわからないといった声もあります。

委員長 職場体験を提供した事業所に対して、体験がその子ども達にとってどうだったのか結果が欲しいということですね。

加藤委員 はい、結果や効果についての情報が欲しいです。

委員長 地元での職場体験受入れをさらに伸ばすために、それらの情報が公表されたら、よりよいのではないかという御意見ですね。

平野委員 学校現場の要望とすれば、各学校の先生方が受入れ事業所を探し、募集し、手配していて大変なので、市で窓口を1つにさせていただきたいというお話も出ていたと思います。

委員長 教育現場が要望する職場もあろうかと思imasので、その組織を逆に指導室なり教育委員会なりがオーソライズするほうが実用的かもしれませんね。職場体験をキャリア教育としてきちんと位置付けるなら、単純に子ども達が望む事業所を選ぶのではなく、教育的見地があつて、こういう場所で福生の子も達は伸びてほしい、あるいは体験してほしいという部分も取り入れていくのがよろしいかと思imas。

キャリア教育がまだ十分に育っていない現状もあり、こういう評価をいただいた部分もあるのかなということで、ただキャリア教育そのものはこれから10年間かけて、ある意味できちんと方向づけと、意義をつくっていかなければならないところだろうと思imas。

渡辺委員 施策の評価ですけれども、自己評価はできていますので、ぜひ「C」評価であったものは「B」評価へ、「B」評価のものは「A」評価へと、さらなる努力をお願いしたいと思imas。

それと、有識者の評価で、すぐにでも実行できるようなものがあります。具体的に言いますと、学校評議員の会を年3回あるものを年6回へ増やすとあるので、ぜひそういうことをしていただければと思imas。

委員長 私は回数より、学校評議員の会がどう機能しているかに視点を置いた方がいいと思imasのです。会そのものが、当初の目的と同じ働きをしているかが問題で、内部評価あるいは外部評価という評価組織としての必要性は出てきているだろうけれども、本来は学校運営のための応援部隊であり、校長なり管理職が、これについてはこの人に聞きたいというのが従来の姿なのです。現在の教育現場は、評価書をつくるために毎日動いて「評価疲れ」をしているのです。従つて、取り違いをしてしまうと会議ばかり増えて、本来の機能はしなくなってしまう。従つて会の回数を単純に増やせばいいというものではなく、むしろ年1回の会議でもいいと思imas。私の所属していた日本化学会で月刊誌を出版しているのですけれども、その中で大学での会議の数が多くなると、大学自体の力、アクティビティが落ちるといった結果がありました。従つて、会議の数を増やすことにより、学校現場のアクティビティが下がることもあるので注意しないとイケない。外部評価者の方が、こう言われたけれども、福生市としては意図的にそうなっているということがあつてもいいのです。

渡辺委員 はい、学校評議委員会そのものが機能していると思imas上で、それならば年6回あつてもいいのかなと思imasました。

委員長 年6回ということは、2カ月に1回の会議となりますので、その都度、評議員の会議を開くための資料づくりをするよりは、十分機能していれば年3回のほうがいいかもしれないし、年1回でもいいのかもしれませんが。

渡辺委員 有識者の方の評価の中で、既に実効性があるものも多分にあるでしょうから、ぜひよろしくをお願いします。

委員長 これはすぐできるのに、なぜやらないのかということもないわけではないですね。しかし、その中で、それでいいのだというしっかりとした考え方が事務局としても、教育委員としてもあっていいと思うのです。それが批判力に対する実行力ですから。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第41号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会設置要領についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第5、議案第41号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会設置要領について、その提案理由と内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますが、本市では平成21年度から3年間福生市特別支援教育推進計画に取り組んでございます。その成果と課題を整理し、昨年度末に平成24年度から平成26年度まで3年間の福生市特別支援教育推進計画第二次計画を作成いたしましたところであります。そこで、本計画に基づき進められる本市におきます特別支援教育の具体的施策を検証し、平成27年3月策定予定の福生市特別支援教育推進計画第三次計画に向けた検討を進めることを目的とした福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会の設置に関して必要な事項を定めたいので、本要領を策定する必要があるため、ここに提案するものでございます。

本要領について説明申し上げます。

第1条では、先ほど申し上げました推進委員会の設置について明記しております。

第2条では、委員会の所掌事項といたしまして、第1号、適切な就学に関すること。第2号、特別支援学級における特別支援教育の推進に関すること。第3号、通常の学級における特別支援教育の推進に関すること。第4号、特別支援教育推進体制に関すること。そして、第5号といたしまして、前4号に掲げるもののほか、福生市教育委員会が必要と認める事項について調査、検討を行うこととしております。

第3条では、推進委員会は、福生市教育委員会が委嘱または任命する委員をもって構成し、委員長、副委員長及び顧問を置くこととしております。なお、委員長を初め委員の方々は、別表に掲げておりますとおりでございます。

続きまして、第4条では、委員の任期を、委嘱の日から平成25年3月末日とし、第5条では推進委員会は、委員長が招集し、推進委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるとし、第6条では推進委員会の庶務は、市教育委員会事務局指導室において処理することとしております。

附則といたしまして、この要領は本日の教育委員会定例会において御承認いただきましたならば、本日をもって施行期日といたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終ります。
お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第42号、平成24年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第6、議案第42号、平成24年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市社会教育委員の会議の答申に基づきまして、平成24年度社会教育関係団体に対し補助金を交付したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、内容でございます。平成24年7月25日付け、福教生発第46号により福生市社会教育委員の会議議長から福生市教育委員会委員長に対しまして、平成24年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について、交付すべき団体及び補助金額を次のとおり交付する決定をしたので、答申をいただきました。なお、この件につきましては、平成24年6月29日の当教育委員会におきまして、平成24年度の社会教育関係団体に対する補助金の交付についてとして御審議をいただき、社会教育委員の会議に諮問する旨、決定をいただいたことに対する答申でございます。

交付すべき団体と補助金額の内訳は、福生市文化協会へ81万円、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会へ44万3,000円、福生市公立小中学校PTA連合会へ37万7,000円と決定したとの答申がなされました。

御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ボーイスカウト・ガールスカウトは163名というのは、指導している方々も合わせての人数ですか。

生涯学習推進課長 163名は、子どもの数でございます。

委員長 わかりました。協力されている大人の方はどの位いるのですか。大体で構いません。

生涯学習推進課長 数十名はいらっしゃると思います。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第43号、「石川彌八郎家所蔵文書」の市登録有形文化財登録に伴う諮問についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長　それでは、日程第7、議案第43号、「石川彌八郎家所蔵文書」の市登録有形文化財登録に伴う諮問について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして、教育委員会は文化財の指定についてあらかじめ文化財保護審議会に諮問しなければならないとありまして、今回「石川彌八郎家所蔵文書」を福生市文化財登録台帳に登録することを別紙のとおり福生市文化財保護審議会に諮問したいので、本案を提出するものでございます。

次に、内容でございますが、本資料につきましては、旧武州多摩郡熊川村の石川家、現在においては石川酒造を経営しておられる石川彌八郎家に代々伝わっている、江戸時代から昭和期にかけての文書資料分で、数量は年代別に近世2,373件、近代8,991件、ほかに書簡が6万3,375件の合計7万4,739件でございます。同文書は、平成16年に石川家より福生市に寄託され、その後平成17年度より平成21年度までの5年間にわたり分類調査が実施され、その結果は「福生市文化財調査報告書第33集 石川彌八郎家文書」において報告されております。同文書の特徴としては、石川家が江戸時代に名主を務め、また近代以降も村吏、町会議員、市長、町長等を務めた人物を多く輩出するなど、地域行政に深くかかわってきたこと、さらに江戸時代から現在まで酒造業を営み、地域の経済にも多大な影響を与えたことなどから、地域の歴史を多面的な方向から理解することのできる大変貴重な歴史資料であると考えられます。また、役者や芝居、風俗、戦争などを題材にした明治期の錦絵約600点、及び明治から終戦直後までの書簡が多数含まれていることも、ほかには例を見ない特徴とすることができるかと思えます。

そこで、石川彌八郎家所蔵文書を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会に審議を賜りたいと考えております。

説明は以上でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員　貴重な歴史資料が7万4,739件あるわけですがけれども、これらを市の登録有形文化財として御審議いただくわけですがけれども、それらの中から、これは本当に貴重なものだというものがありましたら、それが今度は指定文化財として即審議されていくものなのではないでしょうか。

生涯学習推進課長　　今現在ではそのように考えておりません。今回の7万4,739件を1件として登録文化財として取り扱いたいと考えております。

委員　長　　他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員　長　　異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり諮問することといたします。

次に、日程第8、報告第31号、通学路における緊急合同点検の中間報告についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長　　報告第31号、通学路における緊急合同点検の中間報告について説明をさせていただきます。

これは、文部科学省による通学路の緊急合同点検の調査依頼に基づきまして、中間報告をまとめたため、報告をするものでございます。

通学路の安全点検につきましては、本市におきましては毎年10月に実施をし、対策をとっているところでございますが、今年は児童の登校中に自動車が入り込み、死傷者が発生するという事故が相次いで発生いたしました。この事故を受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、6月1日付けで3省庁連携で作成した通学路における緊急合同点検実施要領に沿いまして、各関係機関が連携して、通学路の安全点検及び安全対策を講ずるよう通知が来たものでございます。この通知を受けまして、本市におきましては、今年度は通学路の安全点検を早めて実施することといたしまして、6月7日付けで小学校へ通学路の緊急合同点検の依頼をしております。各学校から点検希望箇所が提出され、学校教職員、保護者、市の道路担当職員、市の交通安全担当職員、教育委員会庶務課の職員、福生警察署の交通規制係長と一緒に通学路の安全点検を行ったところでございます。

その点検により、通学路の危険、要注意箇所として65件の指摘がございました。この危険、要注意箇所につきましては、東京都教育委員会へ8月末までに報告するとともに、本市におきましては学校及び教育委員会事務局が連携しまして、市道、都道、国道の道路管理者、警察関係部署に対しまして改善の要望を提出してまいります。さらに、その対策の内容、実施した時期、できなかった理由等を11月末までに東京都教育委員会へ報告をすることとなっております。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員 この合同点検を実施した日は、7月9日、17日、25日、30日と、中には夏休みになってから行なった点検もありますが、休みの前でしたら、もう少し違った見方もあったという可能性もありますね。

庶務課長 点検の日程につきましては、極力児童の通学がある時間帯にしたいということもございましたが、都合が合いませんでした。しかし、数校は児童の通学途上の実態を見ることもできました。

渡辺委員 スクールゾーンの規制がある箇所に車が進入している件については、注意喚起したものが置いてあったり、あるいは人が立っているにもかかわらず、入ってくるということですか。

庶務課長 スクールゾーンの規制は、道路標示等でしているところですが、地域によってはPTAや地域の方々に協力いただいて、車を入れないバリケードを置いて規制しているところもございます。ただ、そのような方々が立っていても、規制する権限がないので、車が入ってきてしまう実態はあると聞いているところです。

また、警察に対して、朝に取締りをしていただきたいという要望も出しているのですが、すべては実現していないという状況は聞いております。

渡辺委員 事故が起こってからでは遅いので、警察には何回も依頼して、取締りをしていただきたいと思います。

平野委員 この報告書の見方についてですが、例えば第一小学校は13カ所を合同点検したとありますが、学校からはこれ以上に点検希望箇所が提示されていて、実際に合同点検をした結果、危険、要注意箇所が13件だったという意味ですか。

庶務課長 全校についてお答えしますと、実際には、学校からはもう少し多い件数が上がってきまして、現場で合同点検をして、危険、要注意箇所ではないと御了解いただいたところは、この報告書には上がっておりません。

委員長 表について、それぞれどういう意味を持っているのか説明していただけますか。

庶務課長 まず、点検希望箇所については、合同点検をする前に、学校へ通学時に危険だと思われる箇所を点検希望箇所として抽出してくださいとお願いをしました。その学校から上がってきたものを学校関係者、保護者、また市の職員、警察の職員と合同点検をしまして、危険、要注意箇所として抽出

ものでございます。危険と思われる内容を記載しまして、東京都教育委員会へ提出期限の8月末までに報告をさせていただきます。

委員 長 わかりました。そうしますと平野委員の質問の、例えば第一小学校から上がってきた点検希望箇所が何件で、その内、危険、要注意箇所として抽出したものが何件といった資料が手元にあればお願いします。

庶務課長 今は手元にございません。

委員 長 合同点検をしたのであれば、対応策がなければ意味がないですね。

教育 長 報告書についてですが、東京都からの中間報告としての書式がこのとおりですので、これはこれでお許しをいただきたいと思います。

委員 長 要するに、8月末時点では対応策についての報告はしなくていいのですか。

教育 長 私から補足等させていただきます。表にあります危険、要注意箇所欄の内容につきましては、学校側からの記述をそのまま載せてあります。学校からの点検希望箇所はこの件数より若干多くあったところですが、合同点検時に、特に危険という指摘には当たらないだろうということでこの表からは削除されているということでした。この表を今月末までに東京都へ報告するわけですが、今回はあくまでも中間報告というところで御理解をいただければと思います。

危険、要注意箇所の対策につきましては、11月30日に東京都へ報告することになっていきますので、今後改めまして、教育委員会定例会で報告をさせていただきます。

委員 長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第31号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって報告第31号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第9、報告第32号、いじめの実態把握のための緊急調査についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第9、報告第32号、いじめの実態把握のための緊急調査について御報告いたします。

前回の定例会において御報告申し上げました調査を集計し、7月31日付で東京都へ提出しました福生市の結果でございます。

設問1にあるように、今回の調査でいじめと認知した件数は、福生市全体で8件ございまして、設問2のとおり、4件は6月のふれあい（いじめ防止強化）月間で行った調査で、既に報告を受けております。したがって、新たに4件が認知されたとの報告でございます。

いじめの内容及び各家庭への対応については、本日追加でお配りした資料を御覧ください。

その8件の内、4件は、「友達から臭いと言われる」、「複数の児童から悪口をと言われる」等ございまして、家庭へ電話連絡の上、三者面談で状況報告しております。

「携帯メールを使い、複数の児童が1人の児童を攻撃する」とした1件については、加害者側、被害者双方を学校へ呼び、状況を説明した上、その場で謝罪の場を設定いたしました。

その他3件は、「友達から悪口を言われ、担任が入った」等で、指導を電話で状況報告し、その後の様子を家族と学校でよく見ているとの確認をとりました。

設問3、いじめの疑いがあると思われる件数については、7月18日に実施した調査で40件上がってまいりました。内容は、「悪口を言われた」、「友達の悪口を言っているのを聞いた」等が件数としては一番多く、ほかにも「ちよっかいを出された」、「水筒を勝手に飲まれた」、「物を隠された」等で、調査提出後すぐに対応をとっております。

家庭への対応といたしましては、前回の協議会の際、ほとんどが電話での対応と回答いたしましたが、再度調査したところ、家庭訪問や三者面談で状況を説明した件数が40件中27件、学校で謝罪の場を設けた件数が3件、電話で対応のみの件数が9件となっております。

現在対応中の件でございますが、家庭への連絡がとりにくいという事情もあって、状況把握に時間がかかっており、双方に対して十分に配慮をしながら丁寧な対応が必要であるため、時間がかかっているとの報告を受けております。

なお、本調査は、東京都により、その後の調査を行うとしており、追跡調査が行われた時点で再度お知らせいたします。

また、参考資料として、福生市におけるいじめ発生時の対応、報告の流れについて図式化したものをお示ししました。いじめが認知されてから学校内において対応を検討し、そのことについて生活指導主任会を通して指導室まで報告するという流れでございます。学校内における対応の中にス

クールカウンセラーや家庭と子供の支援員が入るケース会議が設定されることもございます。もちろん、緊急な件と学校が判断した場合は、すぐに指導室に電話で報告をお願いしております。

お手元のいじめ等の報告書は、いじめについて生活指導主任会で確実に報告を上げてもらうことを目的に新たに作成した書式でございます。

御報告は以上でございます。

委員長
教育センター主幹

追加説明ですか、どうぞ。

それでは、本日配付させていただきました資料、「相談はどこにすればいいの」について説明いたします。

教育センター、教育相談室での相談の流れについて説明をさせていただきます。保護者の方の心配なことを吹き出しの中に表現をしてみました。また、相談にはさまざまな相談がございますので、学校、家庭、就学について、それぞれ例を挙げております。

子どものことで心配なことがある場合は、学校の担任やスクールカウンセラーに相談するケースが多いと思われまます。学校を通して教育相談室に相談をされるケースがたくさんございますが、しかし、中には相談内容を学校に知られたくない保護者の方もおられます。そのような場合にどこに相談をしていいのかわからない保護者の方に対しまして、福生市教育センター、教育相談室へ電話をしてくださいと示してございます。相談には、電話相談と来室相談がございます。比較的簡単な相談や、個人を特定されたくない匿名での御相談に対しては電話での相談をお受けしております。

来室相談では、電話でお名前、お電話番号をお聞きし、相談日の日時等を予約していただきます。来室相談の進め方ですが、1回の相談時間が約50分で、保護者の方の相談では、心配となっていることを具体的なお話をお伺いしながら相談を進めていきます。

また、お子さんの相談では、このプレールームで一緒に遊んだり、話をしながら相談を進めていきます。

資料の右の上になりますが、「私たちが相談に応じます」と、教育相談室に配置されております心理相談員、就学相談担当、SSW（スクールソーシャルワーカー）、学校適応支援室指導員を相談スタッフとして挙げてございます。相談内容によりまして、これらの相談員が相談に応じております。相談スタッフが保護者との相談を心配事が解決できるまで一緒に考えていきます。

教育センター、教育相談室の相談の流れにつきましては、教育センター

ホームページに掲載するとともに、教育相談室のパンフレットへの掲載を考えております。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
学校で相談はできるのだから、表中の「相談はどこにすればいいの」から出発する矢印の先には「学校」というのも必要ですね。

教育センター主幹 はい。

委員長 それから、学校、家庭、就学の悩み事の例が書いてありますけれど、多分この「家庭」に書いてあることは教育委員会マターだけではないと思うので上位、下位はないのだけれども、教育委員会マターとして、「学校就学」がより上位にあっているのではないですか。

「家庭」に書いてある「子育て」、「しつけ」という家庭的なことは、場合によったら、子ども家庭支援センターとか、あるいは子育て支援課とか考えられますので、必ずしも矢印の先にある相談先がここだけではないですよ。かなりわかりやすくなってきているけれどもと私は思いますが、もう一工夫ですね。

平野委員 市のホームページに、「いじめ相談窓口」がありまして、そこをクリックしましたら、多くの相談窓口が載っていてよかったのですが、これも、これが目立つところにあつたらと思ったのが1つと、それと子ども用の市ホームページにも相談窓口が載っているといいですね。

委員長 資料の「いじめ等についての報告書」ですが、記載者欄がありませんが、誰が書かれたかがわかるといいですね。

指導主事 はい、記載者欄を追加することを検討したいと思います。

委員長 こういった件については、やはり記載者がはっきりしていたほうが、よろしいかと思えます。

それから、「いじめの実態把握のための緊急調査」の資料中、太字、細字で書いているもの等を含めて、表の見方について教えてください。

指導主事 これは、7月31日付で東京都教育委員会へ提出した資料でございますが、東京都へ提出した数値は左側の細字で書かれた数値でございますが、8月の段階で、ある程度対応して、状況は変わったものについては右側の太字の数値でお示ししております。例えばA小学校の件でございますが、保護者に状況等について連絡したのが2件ということで報告をいたしました。そのうちの、あと教員状況把握を含め対応中が1件、あわせて3件が疑いがあると思われる件数でございました。ですが、その1件につき

ましては、学校で対応をとりまして、対応中はゼロ件とし、状況について連絡をしたのが2件から3件へ変更したということで、ある程度の対応はここでとられたという見方でございます。

委員長 B中学校の場合だと、設問3で10件のいじめの疑いがあるとありますが、これは東京都へ届けたとおりであって、その後保護者について連絡したのが10件なので対応中はゼロ件と読むのですね。

参事 B中学校の場合、東京都への提出段階では、いじめの疑いがあると思われる件数の10件中1件が、学校から指導室へ提出いただいた7月26日時点の保護者へ状況等について連絡した数でありまして、他9件が同時点の対応中の数です。その後8月2日まで、全校1件1件ヒアリングをいたしまして、10件すべてについて保護者へ直接電話連絡や三者面談等々を行いましたので、対応中ではなく、指導については一たん決着を見ているということです。もちろん、すべてが解決ということではなく、中には今後、継続指導をしていく件もあろうかと思えます。

さらには、この段階でいじめの疑いがあると思われる件数が40件ございましたが、その中でいじめと認知できる件数については、この段階ではまだ報告をいただいております。これについては、8月1日の段階で文部科学省からいじめに関する緊急の調査がございますので、その段階で報告をいただいたものについて、指導室で精査し、その後、学校と確認して、最終的に国へ報告をいたしたいと考えております。

なお、この調査につきましては、学校から市教育委員会への提出期限が9月7日で、その後精査しまして、9月20日に国へ提出をすることになっておりますので、まとめ次第、教育委員会定例会で御報告申し上げます。

以上でございます。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第32号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第32号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第33号、平成23年度福生市学校給食会計収支決算書についてを議題といたします。学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第10、報告第33号、平成23年度福生市学校給食会計収支決算について報告をさせていただきます。

この決算につきましては、平成24年5月31日をもって締めております。

それでは、収入の部の説明をいたします。

まず、平成23年度児童給食費の予算額1億1,448万8,380円、調定額1億1,383万2,395円、収入済額1億1,274万5,873円、収入未済額108万6,522円となっております。平成22年度と対比しますと、児童数の減少により予算額で383万7,300円の減額、率で3.24%の減となっております。調定額では114万9,120円の増額、率で1.02%の増、収入済額では111万6,008円の増額、率で1%の増となっております。増額となった主な理由でございますが、平成22年度において、平成23年3月11日の東日本大震災の影響を受けまして、3月15日から22日までの開校日5日間につきまして給食を停止しましたので、この期間の給食費を返還したことにより、465万1,550円の調定額を減額したために、平成23年度に児童が減少したにもかかわらず、調定額及び収入額は増額したものでございます。収入未済額は3万3,112円の増額、率で3.14%の増となっております。未納世帯は40世帯と、前年度と比較しまして7世帯の減、未納者数は49人と前年度と比較しまして11人減少しております。

次に、教職員給食費ですが、予算額1,069万2,000円、調定額1,082万3,160円、収入済額は調定額と同額でございます。収入未済額はございません。内容につきましては、予算額は前年度と比較し、142万5,600円、率で4.14%の増となっております。収入済額は47万2,810円の増額、率で4.57%の増となっております。なお、東日本大震災の影響で、平成22年度は調定額を49万790円ほど減額しておりますので、教職員に対しては前年度とほぼ同額でございます。

次に、過年度分の給食費ですが、これは平成20年度から平成22年度分の給食費の未収金でございます。予算額は60万、調定額は209万9,694円、収入済額85万7,710円となっております。前年度と比較しまして予算額は同額、調定額は25万8,030円の減額、率で10.94%の減額、収入済額では22万605円の減額、率で20.46%の減となっております。平成22年度から公正、公平性の観点から、高額未納者で納付意思、誠意のない3名の保護者に対

し、法的措置の支払い督促の申し立てを簡易裁判所へ依頼しました。その結果、平成23年度におきまして、1名の方につきましては分割納付の相談を受け、現在分納中でございます。他2名の方につきましては、残念ながら全く連絡もいただけませんでしたので、民事執行部による債権執行を実施いたしました。成果といたしまして、20万9,368円の取り立てを実施いたしました。今後も悪質な保護者に対しましては法的措置を実施していきたいと考えております。

次に、補助金でございますが、給食費補助金でございます、牛乳1本分の単価の3%を児童に対して補助しているものでございます。予算額は70万917円、調定額62万2,314円、収入済額は調定額と同額となっております。収入未済額はございません。予算額で2万9,483円の減額、率で4.04%の減、調定額、収入済額で1万1,199円の減額、率で1.77%減となっております。前年度と比べ本数は6,960本減っておりますが、これも児童数の減によるものでございます。

次に、雑収入でございますが、予算額は10万円、調定額9万3,622円、収入済額は調定額と同額となっております。収入未済額はございません。内容につきましては、預金利子、廃油売り払い代金、試食会費でございます。

最後に繰越金ですが、予算額は50万円、調定額116万5,815円、収入済額は調定額と同額となっております。これは、平成22年度からの繰越金でございます、収入未済額はございません。

合計額でございますが、予算額合計1億2,708万1,297円、前年度が1億2,952万2,480円でしたので、244万1,183円、率で1.86%の減となっております。調定額合計1億2,863万7,000円、前年度は1億3,106万9,943円で、243万2,943円の減、収入済額が1億2,630万8,494円、前年度が1億2,869万4,834円でしたので、238万6,340円、率で1.86%の減となっております。収入未済額、232万8,506円、前年度は237万5,109円で、4万6,603円、率で1.86%の減となりました。

以上が収入の部でございます。

次に、支出の部に移る前に43ページをお開きください。

こちらの表は、平成23年度の学校給食費学校別収納内訳でございます、前ページの児童給食費と教職員給食費、あるいは給食センター職員の給食費の収入済額が書いてございます。学校別の内訳と収納率と未納者について記載してございます。右側から2番目の列に収納率が記載してございます。収納率につきましては、合計欄の収納額計「F」を調定額計「E」

で割ったものを小数点第2位まで掲載しております。全体の収納率につきましては99.13%で、前年が99.11%に比較すると、0.02%の増加となっております。

恐れ入りますが、前ページに戻っていただきたいと思ひます。こちらにつきましては、科目が主食費、副食費、牛乳費、予備費に分けてございます。

主食費は、パン食が98回、米飯は94回、合計192回で支出済額は2,078万3,590円でございます。前年度と比べまして、35万2,939円の減、率で1.67%の減となっております。

次に、副食費は、野菜、くだもの、魚等で支出済額は7,900万3,067円でございます。前年度と比べまして、315万6,136円の減、率で3.84%の減となっております。

最後に牛乳費は、支出額2,391万4,086円で、前年度と比べまして、319,201円の減、率1.32%の減となっております。

予備費につきましては、執行はありませんでした。

以上、支出済額合計が1億2,370万743円ございまして、前年度と比べまして382万8,276円の減額、率で3%の減となっております。減額理由は、児童数の減少が主な原因でございます。

なお、収入済額合計から支出済額合計を差し引きました、260万7,751円は平成24年度への繰越金となります。

以上が平成23年度の学校給食会計の収支決算でございます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
未納者についてはずっと御苦労いただいておりますが、細かい報告をありがとうございます。
- 平野委員 御努力いただいて、未納者数が減少しましたが、今後、さらに減る見込みはありますか。
- 学校給食課長 時間はかかりますが、法的措置の効果が出てきていると思ひます。今後も未納者数をゼロに近い形で徴収していきたいと思っております。
- 委員長 他に質疑はございせんか。
ないようでしたら、質疑を終ります。
お諮りいたします。報告第33号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長 御異議なしと認めます。よって報告第33号は報告のとおり承認すること

といたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、平成24年度福生市青少年海外派遣事業について生涯学習推進課長課長より説明願います。

生涯学習推進課長 それでは、その他報告1、平成24年度福生市青少年海外派遣事業についてでございますが、教育長報告で御報告をいただきましたとおり、予定しておりました全過程を終了し、派遣生、引率者とも全員健康な状態で帰国することができました。ホームページに掲載しておりました内容を資料として提出させていただきますので、後程御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

資料がカラー刷りでわかりやすいです。

平野委員 感想を述べさせていただきたいと思います。事故なく、無事に帰ってきていただいて、よかったなと思います。この12人の生徒は派遣生に選ばれたという自覚を持ってプログラムに臨んでくれて、語学研修、異文化の体験等全てを自分のものとして習得しようという姿勢が見えてとても若者らしく、好感が持てました。きっと大きな人間なってくれると思いますし、11月の報告会を楽しみにしています。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたらその他報告事項1を終ります。

ほかにその他報告はありませんか。

庶務課長 本日配付しました平成25年度文教施策と予算に関する要望書についてでございます。こちらは、全国市町村教育委員会連合会より、平成25年度の文教施策と予算に関する要望書として送付されました。この要望書は、全国の市町村教育委員会連合会の理事会で協議され、5月の総会に諮り決定されたもので、7月に文部科学大臣に提出されたとのことでございます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ありがとうございます。教育長、教育長会でもこの要望でしたか。

教育長 全国都市教育長協議会でもこのような予算要望を文部科学大臣宛てに出しております。

委員長 すり合わせをしている感じはありますか。

教 育 長 多分、全国都市教育長協議会の事務局では、内容のすり合わせはしていると思いますが、片や全国市町村教育委員会連合会、片方はもう少し実務的な全国都市教育長協議会ですので、若干その辺が違いますので完璧なすり合わせかはわかりません。

委 員 長 他に質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終ります。
ほかにその他報告はありませんか。
委員の皆さんからは何かありませんか。
ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了しました。
これをもちまして、平成24年第8回福生市教育委員会定例会を終了いたします。
ありがとうございました。

午後零時01分 閉会